

## 令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 企画提案選定要領

### 1 事業目的

静岡県では、少子高齢社会及びそれに伴う人口減少を受け、今後、内需の減少による経済規模の縮小や労働力不足など、様々な課題が深刻化すると予想される。

こうした状況の打開策として、令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業（以下「本事業」という。）では、外国人材の取込みに焦点をあて、地域資源を活用した外国人材の地域受入促進計画を策定するほか、外国人材にとって住みやすい地域づくりに資する取組を展開することにより、世界から選ばれる”ふじのくに”を目指す。

併せて、本事業実施後の当該地域の状況を分析することで、外国人材を取込むことが地域の発展に寄与するという意識の他地域への波及を狙う。

### 2 事業名

令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業

### 3 業務内容

別添、「令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし仕様書の内容は、予算の範囲内で変更できるものとする。

### 4 事業期間

契約日から令和5年3月24日（金）まで

### 5 契約限度額

2,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

### 6 委託費の支払方法

受託者は、委託業務完了検査合格後、請求書を提出する。県は、請求書に基づき委託費を支払う。

### 7 委託先に求められる能力

本事業の委託先には、以下の能力が求められる。

- ・ 業務全体の責任者はプロジェクト管理の知識に長けている等、本事業を円滑に遂行するための必要な組織、人員、管理能力等を有していること。
- ・ 対象地域となる市町との連携が可能であること。
- ・ 対象とする地域の資源や産業・就業・生活及び外国人居住の状況に精通しており、各方面からの意見を集約しながら、その結果を外国人材地域受入促進計画及び外国人材にとって住みやすい地域づくりに資する取組の展開に反映できる能力を有すること。

### 8 企画提案参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年3月30日付静岡県集用第103号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 静岡県外に本社を置く提案者にあつては、本委託業務の実施に当たって迅速かつ具体的な連絡・調整が可能なる者であること。

- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 9 企画提案参加方法

### (1) スケジュール（予定）

項目	日程
質問受付期間	令和4年6月7日（火）～10日（金）午前11時まで
質問に対する回答	令和4年6月13日（月）
委託事業者選定委員会参加届提出期限	令和4年6月15日（水）午前11時必着
企画提案書の提出	令和4年6月21日（火）午前11時必着
委託事業者選定委員会プレゼンテーション	令和4年6月23日（木）＊時間は別途通知
選定結果の通知	令和3年6月24日（金）

### (2) 委託業者選定要領等の配布

- ア 配布期間  
令和4年6月7日（火）から6月10日（金）
- イ 配布場所  
静岡県地域外交局地域外交課ホームページ上  
(URL : <http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-130/index.html> )

### (3) 質問の受付及び回答

- 質問は、別添「質問用紙」により、Eメールにて受け付ける。なお、Eメール送信後、確認のため当課宛てに電話確認すること。
- ア 受付期間：令和4年6月7日（火）～10日（金）午前11時まで
  - イ 送付先：Eメール [kokusai@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kokusai@pref.shizuoka.lg.jp)  
電話番号 054-221-3378
  - ウ 回答方法：令和4年6月13日（月）に、Eメールで回答する。

### (4) 参加届の提出

- ア 提出書類：企画提案を希望する事業者は、「令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 業務委託事業者選定参加届」を提出すること
- イ 提出期限：令和4年6月15日（水）午前11時必着
- ウ 提出先：Eメールにて、静岡県地域外交局地域外交課 ([kokusai@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kokusai@pref.shizuoka.lg.jp))宛て送付する。

なお、Eメール送信後、確認のため当課宛てに電話確認すること。

(5) 企画提案書の提出

別添「令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 企画提案書作成要領」に従い、作成する。

ア 受付締切日：令和4年6月21日（火）午前11時必着

イ 提出先：静岡県地域外交局地域外交課（静岡市葵区追手町9番6号）

ウ 提出部数：6部

エ 到着確認：受付期間中に企画提案書が到着した場合、受理の旨をEメールにて通知する。

※ 企画提案は、1事業者1提案とすること。

※ 郵送の場合、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

※ 受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※ 企画提案書提出後の修正は認めない。

(6) 企画提案に際しての注意事項

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査を行う静岡県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合

(7) 提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがある。（県庁内及び令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業者選定委員会の使用に限る。）

(8) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加各社の負担とする。

## 10 選定

(1) 選定方法

静岡県職員で構成する「令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 業務委託事業者選定委員会」が、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

(2) プレゼンテーション

ア 日時：令和4年6月23日（木）（時間は別途通知する）

イ 方法：オンライン会議システム「ZOOM」

ウ 1社当たりの所要時間：プレゼンテーション 10分程度  
質疑応答 10分程度

※ 時間等は、企画提案者各社に別途、通知する。

※ 提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

※ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 選定項目及び評価内容

提案内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。なお、選定会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

No.	審査項目	審査基準
1	事業の理解度	令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業の意義をよく理解した提案であるか。
2	事業の実施体制等	今回の事業を遂行できる十分な実施体制にあるか。
3	事業実施能力等	県が示した業務を着実に実施できる能力を有するか。
4	企画提案力	事業を実施するための具体的な提案がなされているか。特に評価すべき工夫がされているか。
5	経費見積りの妥当性	事業内容に見合った経費積算となっているか。

(4) 選定結果の通知

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、令和4年6月24日（金）に全てのプレゼンテーション参加者にEメールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と静岡県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。